

平成28年12月20日(火) 正午過ぎ

【農業委員会事務局：小松、赤田】

吉川自治会より、吉川字八丁島5270番地、[REDACTED]、[REDACTED]農地にある堀井動物園の動物の糞尿が近接農地に流れ込んでいるとの通報を受け、現地確認を行ったところ、近接農地に被害が及んでいる様子はなかったが、堀井園長が現場におられたので、この場所に構造物を建てられていることに対して、農地法違反であることや農業振興地域に関する法律にも違反している旨を伝えるとともに、一日でも早く、移動していただくよう伝えた。

平成28年12月20日(火) 午後1時過ぎ頃

【農業委員会事務局：小松、赤田 環境課：岡田 吉川自治会：[REDACTED]】

吉川自治会に、堀井動物園の件について連絡したところ糞尿が迫ってきて困っている。農地を案内するので再度、環境課職員と現場に来て欲しいとの連絡があった為、環境課岡田氏と吉川自治会自治会館で[REDACTED]と合流し、現場を案内してもらったところ、堀井動物園から100メートルほど離れた畑地の前の素掘りの水路(行き止まり)に少し臭う泡混じりの水が溜まっていた。

堀井動物園裏から出されたホースから素掘りの水路に園施設内の糞尿を洗い流した水が放流されていた。

その後、再度堀井園長と面談し写真で畑付近の素掘りの水路の状態を見せ、近隣農地に迷惑がかかっていることを伝える。

[REDACTED]より、堀井園長に対して地権者が了解していても周りの人間が迷惑している、バキュームで素掘りに溜まった汚水を吸い取るように要望された。(堀井園長：努力しますとのこと。一応承諾された。)

最後にくどいようだが、農地法違反であることから一日も早く移動されるよう伝えた。(一応、了解された。)

堀井動物園第2飼育場監視報告

平成26年10月9日、合同監視を実施
センター 椴山
草津保健所 橋本課長補佐 富田
野洲市 吉川課長 駒本課長補佐 中小路
守山市 竹川係長（他2名）
守山警察 関札地域課長
立会 堀井嘉智

○改善計画の提出について

今月末が提出期限となっている改善計画について、堀井氏に確認したところ準備ができていないとの回答であった。期日までに提出のない場合は、追加の処分になるので、速やかに提出するよう指導する。2年先の更新時までに改善に向けての取り組みが認められない場合は、更新が認められないこともあると説明を行う。

○飼養動物のリストの提出について

先の監視時に堀井氏に依頼した飼養動物のリストについて、作成できていないとの回答であった。早急に提出するよう指示する。提出されたリストは関係機関で保管する旨、堀井氏には了承を得ている。なお、野洲市は提出されたリストを地元へ情報提供するとともに、地元自治会関係者の施設内への立入りについて堀井氏に対して了解を求めていた。

○第2飼育場の改修について

当日、施設内はかなり整理されており、努力した形跡が認められた。しかし、一部、汚水が溜まっているところがあり、更新期日までには排水設備を整え、地下浸透による処理ができるように指導を行う。

汚水の処理について、野洲市から地下浸透では周辺環境への影響があるので容認できないとの指導があった。

○農地法との関係について

吉川課長（野洲市）から以下のとおり説明があった。

第2飼育場の場所は農地以外の使用は認められないところであること。同場所ですら10年ぐらい動物を飼養しているが、いずれは移転し、現状を回復する必要があること。

○糞等の汚物の投棄について

以前から、堀井氏より説明のあった汚物の投棄場所について、関係者（草津保健所を除く）で現地確認を行う（別図）。堀井氏から以下のとおり説明があった。

汚物は道路わきに野積みし、2～3年ごとに重機で畑に埋却する。前回、埋却したのは、去年の2月ごろ。

野洲市より汚物が道路側にはみ出しているのを撤去するように指導があった。切り替えしがされてないため、発酵しておらず、生糞の状態なので独特の臭気があった。